

特定第一種国内希少野生動植物種の制度概要

1. 特定第一種国内希少野生動植物種（※）とは

- ・商業的に個体の繁殖をさせることができ、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされていない国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。（法第4条第5項）
- ・これまでに、キタダケソウ、アマミデンダ、ハナシノブ等の植物35種を指定済（政令別表第3に掲載）
- ・個体の譲渡し又は引渡しの許可が不要。（法第12条）
- ・特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者は、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣に届け出が必要（法第30条）

※平成30年の法改正により「特定第二種国内希少野生動植物」制度が創設されるとともに、従来の「特定国内希少野生動植物種」は、「特定第一種国内希少野生動植物」に変更。（名称変更のみ。制度は改正前のまま）

特定第一種国内希少野生動植物種一覧

レブンアツモリソウ	オナガサイシン	シシキカンアオイ
キタダケソウ	ヒナカンアオイ	ジュロウカンアオイ
ハナシノブ	クロカミシライトソウ	モノドラカンアオイ
アツモリソウ	オオギミラン	ホシザキカンアオイ
ホテИАツモリ	オドリコテンナンショウ	サツマアオイ
アマミデンダ	ホロテンナンショウ	ヤエヤマカンアオイ
オキナワセッコク	イナヒロハテンナンショウ	ヤクシマヒゴタイ
ナンバンカモメラン	イシヅチテンナンショウ	シリベシナズナ
キバナシュスラン	アマギテンナンショウ	ハツシマラン
ヤクシマリンドウ	ナギヒロハテンナンショウ	ハカマウラボシ
コモチナナバケシダ	オガタテンナンショウ	キリギシソウ
オキナワテンナンショウ	セツピコテンナンショウ	

2. 関連条文等

(定義)

(法第四条第五項)

「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、以下いずれの要件にも該当する国内希少野生動植物種。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

(譲渡し等)

(法第十二条)

希少野生動植物種の個体等は、譲渡し等をしてはならない。ただし、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合は、この限りでない。

(特定国内種事業の届出)

(法第三〇条)

特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない(業務を行う際には掲示の必要もあり)。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種
- 四 (略)

(希少野生動植物種保存基本方針)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。